

2023年度全国統一防火標語

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

3月1日（金）から7日（木）までの7日間、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐために行われるものです。

次に掲げるポイントにご注意いただき、火災予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- ① 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ② ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ こんろを使うときは、火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。



6つの対策

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**（👉1）を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具・衣類・カーテンは防災品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、**消火器**（👉2）を設置し、使用方法を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**（👉3）を行う。

ワンポイントアドバイス

👉1 住宅用火災警報器、つけていますか？

消防法と条例によりすべてのお宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。この警報器は、すべての寝室と寝室が2階などにある場合、階段の上部に設置する必要があります。古くなると警報器の寿命や電池切れで作動しなくなることもあり、10年を目安に交換をおすすめします。

◆**問い合わせ** 住宅用火災警報器相談室 ☎0120-565-911
消防本部 予防課 ☎0738-22-4899 FAX0738-24-2182

👉2 消火器は有効です！！

火災における消火器を使用した初期消火の成功率は70%を超えられています。

万が一に備え、ご自宅に消火器を設置しましょう。

消火器の使用方法は、右の二次元コードから確認ください。



👉3 町内会の皆様へ

万が一に備え、町内会（区）を対象とした初期消火訓練の指導を行っています。

希望される町内会は、消防本部までご連絡ください。

◆**問い合わせ** 消防本部 ☎0738-22-0800 FAX0738-22-5192

